

件 名	帝塚山学院大学との包括的な連携協定の締結について
経 過 ・ 現 状 政 策 課 題	【経過・現状】 ・平成10年4月 帝塚山学院大学泉ヶ丘キャンパスが開設 ・これまでの間、食物栄養学や心理学などの学域における研究や教育を行うとともに、堺市と連携し、学生ボランティアの派遣や地域住民の食と健康に関する活動をはじめとした、様々な地域活動を実施 【参考（包括連携協定締結）】 平成19年12月 大阪大学 平成20年4月 大阪府立大学 平成20年8月 関西大学 平成26年3月 羽衣国際大学（西区と締結） 平成26年4月 プール学院大学・プール学院大学短期大学部 平成28年4月 甲南大学 教育委員会では、これまで桃山教育学院大学をはじめ16の大学と教育分野に関する連携協定を締結
対 応 方 針 今 後 の 取 組 (案)	【対応方針】 ・包括的な連携協定を締結することで、今後、より相互の連携を強化し、歴史的・文化的資源の活用及び知的資源の交流を図り、各事業分野において市と大学双方の発展と充実に寄与し、地域連携を推進 【連携・協力する事業分野】 (1) 健康、食、運動に関する分野 (2) 教育、子育て、人材育成に関する分野 (3) 文化、歴史及び国際交流に関する分野 (4) 情報通信(映像コンテンツ、情報処理等)に関する分野 (5) 少子高齢化が進む泉北ニュータウン周辺の活性化事業に関すること (6) その他、双方が有益にして必要と認める分野 【今後の取組（案）】 ① 災害時における被災者の支援 ・食物栄養学、心理学等の専門領域を活かした被災者の支援など ② 地域住民の健康への貢献 ・地域住民への継続的な栄養指導活動等の実施 ・学生食堂の地域開放の実施（薬膳など健康メニューの提供） ③ 子育て世帯等への支援 ・臨床心理士による子育て、介護などに関する心理カウンセリングの実施（無料相談日の設定など） ④ 堺の農産品を活用した食品やメニューの開発など ⑤ 生涯学習の充実に資する公開講座の開催など 【協定締結予定日】 平成30年11月22日
効 果 の 想 定	包括連携により効果的な施策の推進や行政課題の解決、地域の更なる発展につながる。
関 係 局 と の 政 策 連 携	全庁

基 本 協 定 書

堺市と帝塚山学院大学（以下「双方」という。）は、双方の包括的な連携協力について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 双方は、包括的な連携のもと、歴史的・文化的資源の活用及び知的・人的資源の交流を図り、教育、まちづくり、文化、産業等の分野において、双方の発展と充実に寄与し、地域連携を積極的に推進する。

2 社会人学生への支援充実のための事業を積極的に推進する。

（事業分野）

第2条 双方は、前条に定める目的を実現するために、次に掲げる分野について連携・協力する。

（1）健康、食、運動に関する分野

（2）教育、子育て、人材育成に関する分野

（3）文化、歴史及び国際交流に関する分野

（4）情報通信(映像コンテンツ、情報処理等)に関する分野

（5）少子高齢化が進む泉北ニュータウン周辺の活性化事業に関する事

（6）その他、双方が有益にして必要と認める分野

（連絡調整窓口）

第3条 前条の事項の円滑かつ効果的な推進のために、双方で構成する連絡調整窓口を設置する。

2 連絡調整窓口に関して必要な事項は別に定める。

（経費）

第4条 第2条に定める事項の実施に要する経費は、原則として双方において各々応分に負担することとする。

（協定期間）

第5条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から3年間とする。ただし、本協定の有効期限満了日の3ヶ月前までに、双方のいずれからも書面をもって改廃の申し入れがないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定書に定める事項に関する細目については、別途協議して定めることとする。

2 この協定書に定める事項について疑義が生じた場合及び協定書に定めのない事項については、双方が誠意をもって協議して定めることとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、記名捺印の上、各々1通を所持する。

平成30年11月 日

堺市長 竹山 修身

帝塚山学院大学学長 津田 謹輔